

令和5年第3回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会	3月24日
閉 会	3月24日

令和5年第3回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和5年3月17日					
招集年月日	令和5年3月24日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 令和5年3月24日 午後1時30分					
及び宣言	(閉会) 令和5年3月24日 午後1時51分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 8名 欠席委員 1名 ○ 出席 × 欠席 遅早 遅刻早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	久末善輝	○			
	2	菊池和雄	○			
	3	森光行	○			
	4	山口公仁	○			
	5	京谷作右衛門	○			
	6	森宏樹	○			
	7	丸山由美子	○			
	8	山下敏雄	×			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	四番 山口公仁			五番 京谷作右衛門		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 佐藤淳也			主査 石山雄大		
	主事 野坂浩亮					

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 5	議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 6	議案第 3 号 現況証明願いについて
第 7	議案第 4 号 下限面積（別段の面積）の廃止について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

今日は皆さんご苦勞様でございます。

ただいまから、令和5年第3回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長から指名します。

議事録署名委員には、4番 山口委員、5番 京谷委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長

日程第4、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、2番 菊池委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、菊池委員の発言を禁じます。

それでは、説明を求めます。

事務局

番号1、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は1,286㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字北村の〇〇〇〇さんで、売買による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、番号1については、原案どおり可決いたします。
それでは、菊池委員の発言を許します。

議 長

続きまして、番号2の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号2、場所は字中須田〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は2,932㎡です。

譲渡人は字大留の〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の〇〇〇〇さんで、売買による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第5、議案第2号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第2号を朗読する。）

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、5番 京谷委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づ

譲渡人は字中須田の○○○○さん、譲受人は字中須田の○○○○○○○○○○○○○○○○○○
で、売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2から番号4については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第6 議案第3号 現況証明願いにつて

議 長

日程第6、議案第3号 現況証明願いにつてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第3号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、調査確認委員より説明をお願いします。

6番委員

3月13日に、菊池委員、森光行委員、そして私を含めた3名と事務局職員1名の同行により、番号1について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は字北村○○○番○、申請者は字北村の佐藤末子さんで、年月日不詳であるが、不耕作となり数十年以上が経過し、現在は雑種地として利用しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第7 議案第4号 下限面積（別段の面積）の廃止について

議 長

日程第7、議案第4号 下限面積（別段の面積）の廃止についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第4号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。

令和4年5月27日制定の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農地法の一部が改正され、令和5年4月1日から下限面積が廃止されることとなりました。

農地法第3条許可を取得する際の許可要件として、農地法第3条第2項第5号に規定される権利取得後の面積要件であります。

面積要件については、農地法施行規則第17条に基づき、市町村において必要な別段の面積を権利取得の際の下限面積として定めることが可能とされており、農地法で定められている北海道5ヘクタールの下限面積に対して本町農業委員会においては、別段の面積30アールを設定しております。

しかしながら、農業者の減少・高齢化が加速する中においては、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する方を地域内外から取り組むことが重要であり、こうした方々の農業参入を促進する観点からこのたびの法律の改正によって廃止されるものです。

なお、農地法第3条許可に必要な他の要件については、改正後も変更はありません。
以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

5 番委員

農家になるための面積要件の縛りがなくなるということなのか。

事務局

そういうことになります。

3条の許可には、農地を効率的に利用、農作業に常時従事するなどの要件がありますが、その一つに下限面積要件がありまして、新規で農業を始める場合は最低3反以上ないと経営として成り立たないということで下限面積がありましたが、今回の法律の改正によって新規に農業に参入しやすいように廃止となりました。

5 番委員

今までは縛りがあり農業者になるのは簡単ではないところもあったが、就農しやすくなる。

事務局

新規で就農する場合、農地を取得する前に営農計画を提出してもらいますので、営農していけるのか農業委員会として判断が必要となります。

3 番委員

農地を取得し1年目は営農して、その後はまったく営農しない場合はどうするのか。

事務局

農地を売買で取得した場合と賃貸借の場合とでは対応は異なると思いますが、賃貸借の場合は農業委員会による指導、貸付人による権利の解約、売買で取得した農地であれば農業委員会による指導になります。

新規農業者として農地を取得する際に、営農して行けるのか農業委員会の判断が重要になります。

議 長

ほかにありませんか。

※（なしの声あり）

議 長

ないようでありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。
これをもって、令和5年第3回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時51分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 鈴木敏秋

署名委員 山口 公仁

署名委員 宗 春作衛門